

■ミャンマー法整備支援プロジェクト第14回本邦研修を実施しました

平成30年11月12日（月）から同月23日（金）までの間、法務省赤れんが棟などにおいて、「ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト」第14回本邦研修を実施しました。

ミャンマーに対する法整備支援プロジェクトは、ミャンマーにおける法の支配及び民主主義の確立、持続的な経済成長を促進することを目的として、法務省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）が、ミャンマー連邦最高裁判所及び連邦法務長官府とともに実施しているものであり、法案起草及び法案審査能力向上支援とミャンマー連邦最高裁判所の裁判官及び連邦法務長官府の法務官の人材育成支援を主軸としています。

ミャンマーでは、現在、裁判官の育成はミャンマー連邦最高裁判所が、法務官の育成は連邦法務長官府がそれぞれ実施しているものの、他国の研修制度を参考に見直しを図りたい旨の要望があります。

そこで、今回の研修は、ミャンマー連邦最高裁判所及び連邦法務長官府で、それぞれ研修に関与している職員等14名や連邦議会議員2名の合計16名の研修員を日本に招き、法曹の人材育成及び研修制度の在り方に関する研修を実施しました。



【講師の安東美和子教授や研修員と一緒に赤れんが棟を背景に記念撮影】

研修では、日本の司法研修所での研修制度や、裁判所、検察庁及び弁護士会での各研修制度、事実認定教育の概要、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの各国の法曹養成制度、研修施設建設の際の着眼点などの講義や事実認定演習を実施したほか、司法研修所、東京地方裁判所、東京地方検察庁、法務省浦安センター、弁護士会館、弁護士事務所、国会議事堂、衆議院法制局へ訪問しました。



【日本弁護士連合会総合研修センター長戸田綾美弁護士による
弁護士の研修制度に関する講義風景】



【渡辺邦広弁護士（森・濱田松本法律事務所）による
法務省内における弁護士の役割に関する講義風景】



【梅津英明弁護士（森・濱田松本法律事務所）による
弁護士事務所における若手弁護士のOJTに関する講義風景】



【三村量一弁護士（長島・大野・常松法律事務所，元裁判官）による
ドイツにおける法曹養成に関する講義風景】

事実認定演習を実践する演習講義では，研修員がグループに分かれて，被告人を窃盗犯人と認めることができるか否かが問題となる演習課題に取り組み，討議する形式を体験しました。



【波床昌則弁護士（山本・波床法律事務所，元裁判官）による事実認定演習の実践風景】



【修了式後の記念撮影】

研修員からは、今回の研修に関し、「日本における法曹養成制度のみならず、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの法曹養成制度を学ぶ機会を得ることができてよかった。」「より優秀な法曹人材を輩出することは、国の発展につながる。今回の研修の内容をミャンマーでの研修に役立てたい。」といった感想が聞かれました。

本研修に多大なるご協力いただいた講師の方々を始め、関係機関の皆様に、心より感謝申し上げます。